

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年12月7日）及び資格取得日（昭和29年2月18日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月7日から29年2月18日まで

私は、昭和24年4月22日から31年12月25日までの期間、A社に勤務した。その間、勤務形態等が全く変わっていないのに、社会保険事務所の記録では、昭和27年12月7日から29年2月18日までの期間が空白になっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和24年4月22日に厚生年金保険の資格を取得し、27年12月7日に資格を喪失後、29年2月18日に同社において再度資格を取得しており、27年12月から29年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人は「当時、事務員は女性の私一人で、申立期間においても、仕事の内容、勤務時間は変わっていない。」と主張しており、同僚も「申立人は、昭和27年12月以降も勤務し、仕事の内容や勤務の時間に変わった様子は見受けられなかった。」と供述していることから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、勤務形態及び業務内容に変更が無かったことが認められる。

また、社会保険庁の記録上、A社は昭和40年7月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に亡くなっていることから、厚生年金保険の資格の喪失・取得の手續や保険料控除の状況等について確

認できる関連資料等は見当たらないが、申立期間において継続して勤務していたと認められる3名（役員2名、従業員1名）は、いずれも厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年12月から29年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和24年12月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年11月及び同年12月は1,800円、24年1月から同年3月までは3,300円、同年4月は3,600円、同年5月から同年7月までは5,000円、同年8月から同年11月までは7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年11月1日から24年12月30日まで

私は、昭和18年4月にA社に入社し、父親が亡くなった24年の暮れまで6年8か月間継続して勤務していた。平成3年ごろに社会保険事務所で記録を確認したところ、当該事業所で勤務していた時期の厚生年金の記録が無く、勤務期間を伝えたところ、23年10月までしか記録が訂正されなかった。その後も継続して勤務していたはずであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、社会保険事務所により平成3年ごろ、同事務所に保管されている厚生年金保険記号番号払出簿に申立人が昭和18年4月1日に被保険者資格を取得した旨の記載が確認できたことから、資格取得日を同日とし、23年11月16日に発生したB県C課(現在の社会保険事務所)の火災に伴う焼失後に復元された当該事業所の被保険者名簿に申立人の氏名等の記載がなかったことなどから、資格喪失日を火災発生前の23年11月1日と推定して記録訂正がなされている。

しかし、申立人と一緒にA社へ昭和18年4月に入社したD国民学校の同級生4名のうち、申立期間に勤務していた同級生及び当時の同僚の供述から、申立人が申立人の父親が亡くなった年である24年12月30日まで継続して勤務していたことが認められる上、当該同級生及び同僚は、

申立期間において被保険者記録が継続していることから、申立人が 23 年 11 月 1 日に資格を喪失したとする合理的な理由は見当たらない。

また、焼失後に復元された A 社の被保険者名簿については、資格喪失日が資格取得日より前の日付になっている被保険者記録や、修正箇所も散見されるなど、完全に復元されたといえない状況が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当時の B 県 C 課の火災により、A 社における申立人の記録管理は適切に行われていたとは言い難いことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 24 年 12 月 30 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と一緒に入社し、同じ工員として勤務していた同級生の記録から、昭和 23 年 11 月及び同年 12 月は 1,800 円、24 年 1 月から同年 3 月までは 3,300 円、同年 4 月は 3,600 円、同年 5 月から同年 7 月までは 5,000 円、同年 8 月から同年 11 月までは 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年5月21日から同年6月1日まで

私は、昭和57年4月にB社に入社し、同年5月に関連会社のA社に異動し継続して勤務しているのに申立期間について厚生年金保険の加入期間に空白があるのは納得ができない。同期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録、申立人の上司等の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和57年5月21日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、申立人は、昭和57年5月にB社本部から異動命令を受け、会社の命令どおり間をおかず赴任していること及び同様に関連会社間を異動している当時の同僚の厚生年金保険加入記録はほぼ全員が21日付異動となっていることから、同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年6月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪し、当時の役員も不明であるとしており、このほかに事実を確認できる関連資料及び周

辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 20 日から同年 11 月 13 日まで
昭和 46 年 4 月 20 日から家族 4 人が同じ条件で A 社（現在は、B 社。）に勤務し、厚生年金に加入していたはずである。私の年金記録だけが昭和 46 年 11 月 13 日からになっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業所関係者及び同僚の供述から、申立人は申立期間の時期に A 社に勤務していた可能性があるものと思われる。

しかし、当時の厚生年金保険への加入の取扱いについて、B 社の事務担当者は、「当時の就業規則には試用期間を置く旨の規定があり、試用期間の対象とした者に対しては、面接時にその旨説明し理解を得ていた。また、厚生年金保険資格取得届を提出していない者の給与からは、保険料を控除していなかった。」と述べている。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時において、被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により申立人の資格取得届が昭和 46 年 11 月 13 日より前に提出された形跡は無い。

さらに、申立人の A 社での雇用保険被保険者資格取得は、昭和 46 年 11 月 13 日で、厚生年金保険の資格取得日と同じである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 3 月 20 日まで
私は、昭和 17 年 4 月から国民徴用令で A 社に勤務したが、17 年 6 月 1 日から 18 年 3 月 20 日まで厚生年金保険の記録が無く、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 17 年 4 月に勤務開始後、間もなくして病気を患い実家に戻り 1 年弱ほど療養していたと述べているほか、申立期間における同僚等を記憶しておらず、勤務を裏付ける供述を得られないなど、申立人が申立期間に勤務していたことが確認できない。

また、申立人は自宅療養中の給与について支払いを受けていた記憶がない上、関係資料を引き継いでいる B 社にも当時の給与関係等資料は残っておらず、厚生年金保険料の控除について確認ができない。

さらに、年金番号を払い出す際に作成される厚生年金被保険者台帳索引票によると、申立人の A 社における被保険者資格取得日は、昭和 18 年 3 月 20 日であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 20 日から同年 9 月 20 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 11 月 20 日まで
③ 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 20 日まで

申立期間①は、従兄が経営するA社で経理事務をしており、申立期間②は、B事業所で勤務していた。また、申立期間③は、C社のサービスセンターで事務をしていた。申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の事業主の供述から、申立人は申立期間にA社で勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業所は既に廃業しており、当時の人事記録や社会保険関係の資料は無く、当時の事業主からも厚生年金保険料の控除に係る供述が得られない上、元従業員からも申立人の厚生年金保険料の控除に係る供述は得られないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、当時の同僚の供述から、申立人は申立期間にB事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業所が保管する厚生年金保険の加入者名簿によると、申立期間当時の申立人の加入記録は無いとしており、社会保険庁の記録によると、申立人と同時期に入社した元従業員は、入社後の5か月後から厚生年金保険に加入したことが確認できることから、当時、当該事業所では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

申立期間③については、当時の勤務状況を具体的に述べていることから、申立人は申立期間にC社のサービスセンターに勤務していたことが

うかがわれる。

しかし、当該事業所では、当時の人事記録及び社会保険関係の資料は保管しておらず不明であるとしており、聴取できた元従業員からも申立人の勤務実態及び保険料控除にかかる供述は得られないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①、②及び③において、社会保険庁の記録によると、いずれの事業所においても厚生年金保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 49 年 12 月 2 日まで

私は、昭和 38 年 5 月 1 日から A 社に正社員として勤務していた。入社当時、社長から「うちの会社は厚生関係はしっかりしているので老後の心配はからない。」と聞かされていたので、入社したときから厚生年金保険に加入していたと思っていたが、厚生年金保険の加入が 49 年 12 月 2 日からとなっており納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された在籍証明書及び同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和 39 年 8 月 1 日から同社に勤務していたことが認められる。

しかし、聴取できた当時の同僚は、当時はすべての従業員を厚生年金保険に加入させている様子は無かったと述べている上、申立人と同じ昭和 49 年 12 月 2 日に被保険者資格を取得した同僚も、申立期間当時は厚生年金保険に加入させてもらえなかったと述べており、当該事業所では入社と同時に厚生年金保険へ加入させていなかった状況がうかがえる。

また、申立人は、昭和 49 年 12 月に当該事業所の事務員から厚生年金保険への加入を勧められ、既に加入していたのではと疑問に思いながらも同年 12 月から加入する旨回答したことを記憶していることから、当該事業所において 49 年 12 月より前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届は提出されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳から、厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 49 年 12 月 2 日）と同日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認でき、申立期間の国民年金保険料はすべて納付されているところ、申立人は、当該事業所における厚生年金保険への加入を契機

に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったと述べており、当該供述と社会保険庁の記録は符号していることが認められる。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により昭和 49 年 12 月より前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。